

2026年2月20日

(一社) 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会

会長 佐野晴美

## 身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失している人へ対する救済制度創設に向けて活動経過

2024年3月～5月に神奈川県病院協会と共同で実施した「身寄りがなく判断能力が不十分または喪失した人に対して入院中に行う相談支援（ソーシャルワーク）に関するアンケート」結果から、「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失している人」については次ようなの課題が浮き彫りになりました。

- ① 預貯金当の資産が活用できず、法定後見制度の首長申し立て選任に約6か月かかり（選任前に死亡した場合、後見人は選任されない）、その間は医療費が未払いである（選任前に死亡した場合は未収のまま）。
- ② 医療費の支払い目途が立たず、急性期病院からの転院等が困難になり、患者の状態にあった医療・ケアを受ける権利や急性期病院の機能役割が阻害される要因になっている。

こうした課題を解決するために、当協会と神奈川県病院協会とで、以下のような救済制度案作成し、神奈川県病院協会より、「国及び神奈川県予算の編成に際しての要望書」に記載し、令和7年度・令和8年度予算要望を提出しています。（令和7年度版は、当協会ホームページに掲載。令和8年度版は別紙参照）

### 救済制度案

1. 医療費等自己負担分の未払いに対する補填制度
2. 成年後見申立て中に本人が死亡した場合で、相続人が存在しないことが明らかな場合、そのまま相続財産清算人手続に移行し、速やかな「未払の医療費、介護費用等の支払」を可能にする
3. 成年後見制度の中に、特定の行為に限定する成年保護特別代理人制度（仮称）を導入し、速やかな選任を可能とする

さらに、神奈川県健康医療局が参加している神奈川県病院医療関係団体連絡協議会にて、当協会から神奈川県健康医療局へ救済制度案を要望（2024年・2025年連続）しました。その結果、2026年1月29日、当協会が、「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人に対する救済制度等の創設に向けて」神奈川県健康医療局（福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課同席）からヒアリングを受けました。

ヒアリングでは、アンケートの自由記載の分析結果である、

1. 身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失している人への支援は、成年後見制度の利用に時間がかかり、その間に多様な問題が生じていること。
2. 医療費に関する制度等については、受け入れた際の補完や補填、自治体が立て替える制度、金銭面に関するシステムや体制づくりが必要。関係機関の対応が地域により異なることや、行政の協力が得られないことも課題。
3. 今後は関係機関等との連携や社会への啓発とともに、地域や機関により対応に差がなく、実効性のある制度やシステムの改正・創設が必要。

以上3点についても神奈川県健康医療局へ報告しました。

ヒアリングでは、救済制度の創設に留まらず、身寄りのない人への支援に関する課題についても話題となりました。今後、神奈川県医療局とは、神奈川県の医療体制をより良くするために、「身寄りのない人への支援に関する課題」について継続的に打ち合わせを持っていく予定となっています。

以上